●1975年10月29日第3種郵便物認可　毎月1回10日発行●　ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター
2019. 2.10発行〈通巻第496号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527　FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店　普通 1340284
E-mail：koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ：http://www.geocities.jp/koshc2000/

MOCAによる膀胱がん、7人が労災請求
オルトートルイジン取扱業務は健康管理手帳の対象に …… 2

労政審で複数就業者の労災問題が議題に
保険率負担の課題を解決し、合理的制度への改正を …… 5

死ぬまで元気です　vol.10　右田孝雄 …… 9

第2回「なくそう労災職業病」交流会のお知らせ …… 11

韓国からのニュース …… 12

前線から …… 16
胸膜中皮腫の電気工Tさん　労災認定も日額に問題で交渉／岸和田・堺
胸膜中皮腫の大工・軽天工のIさん、労災認定／大阪南・西野田
アスベストユニオン定期大会開催される／奈良

1月の新聞記事から／19

表紙／アスベストユニオン定期大会奈良
（2019年1月20日　本文18ページ）

'19 2

ＭＯＣＡによる膀胱がん、７人が労災請求

オルトートルイジン取扱業務は健康管理手帳の対象に

本誌 2018 年 9 月号で、静岡のイハラケミカル工業株式会社（以下、イハラケミカル）での MOCA ばく露によると思われる膀胱がんが多発した件や化学物質対策について、9 月 28 日に厚生労働省に申し入れし、話し合いを持ったことを報告した。

その後、この申し入れ事項の関連で、進展があったので報告する。

申し入れの一番の重要かつ優先事項は、静岡県のイハラケミカルの元従業員ら 12 人が膀胱がんを発症しながら、1 人も労災請求していないことだった。労災の可能性が高いにもかかわらず、健康保険で処理されることは保険制度上問題であり、また労災認定されなければ、労働基準法施行規則第 35 条別表の職業病リストに掲載されず、健康管理手帳の対象にもならない。話し合いでは、厚労省にことの重大性を認識してもらい、被災者に個別通知を行って労災請求を促すことを検討するということになった。

7 事業所 17 人の膀胱がん

その作業の進行状況を心配していたところ、10 月下旬に厚労省が MOCA に関する通知を出し、また MOCA による膀胱がんの発症者が全国で 17 人いたとの情報が入ってきた。

10 月 19 日付け通知「3,3'- ジクロロ -4,4'- ジアミノジフェニルメタン (MOCA) による健康障害の防止対策の徹底について」は、ＭＯＣＡの製造・取扱事業場に対し、特定化学物質障害予防規則に基づくばく露防止措置の徹底、健康管理の徹底を求め、記録の保存期間を延長する内容だ。その通知に「ＭＯＣＡの取扱事業場に関する膀胱がん発症者の調査結果」が参考資料として添付されていた。それによると、労働基準監督署がＭＯＣＡ取扱事業場 538 ヶ所を調査し、7 事業場で在職者 5 人、退職者 12 人の合計 17 人の膀胱がん有病歴者があったことが報告されていた。イハラケミカル以外の被災者の存在はその時初めて公表された。毎日新聞は、10 月 25 日「化学工場ぼうこうがん 17 人」と大きく報道した（次ページ新聞記事参照）。

これを受けて、11 月 14 日、実際にイハラケミカルの被災者への連絡を担うはずの静岡労働局へ申し入れを行った。局の担当者に、このまま職業がんの実態が埋もれないためには、労災認定作業が必須である

新　聞　【新聞定価1ヵ月 4,037円(本体価格3,738円＋消費税299円)】1部売り(消費税込み)朝刊140円 夕刊50円 (第3種郵便物認可)

化学工場 ぼうこうがん17人

全国7事業所で モカ製造従事

ウレタン防水材などの原料に使われ、発がん性がある化学物質「MOCA（モカ）」を製造するなどしていた全国7カ所の事業所で、モカの取り扱い作業歴のある労働者と退職者計17人がぼうこうがんを発症していたことが、厚生労働省の調査で明らかになった。同省は各労働局や業界団体に改めて注意を促す通知を出すとともに、発症者が集中している事業所の従業員らに労災制度の案内に乗り出す方向で検討を始めた。【大久保昂】

2016年に静岡県富士市にある旧イハラケミカル工業（現クミアイ化学工業）静岡工場で、モカ製造に関わった労働者5人がぼうこうがんを発症していたことが発覚。これを受け、厚労省は各労働局に対し、他の事業所でも同様の事例を確認した場合は報告するよう求め、今月19日までに把握した事例を集計した。

この結果、全国6カ所の事業所で計8人のぼうこうがん発症者が出ていたことが判明した。全員にモカ取り扱いの作業歴があったほか、旧イハラケミカル静岡工場でも新たに4人が確認され、モカに絡んだ発症者は計17人にまで広がった。複数の専門家によると、同工場での発症率は不自然に高いという。

厚労省によると、発症年齢は60代が10人と最も多く、12人が退職した後だった。労働安全衛生法に基づく省令では、モカを扱った労働者のがん予防や早期発見などのため、半年ごとに特別な健康診断を受けさせることを事業者に義務づけているが、退職すると健診対象から外れる。

ぼうこうがんの多発とモカとの関連性を調べている労働安全衛生総合研究所の甲田茂樹所長代理（労働衛生学）は「長い時間がたってから発症する例が目立つ。発症のメカニズムを解明しないとはっきりは言えないが、退職後も健康状態を把握する仕組みが必要かもしれない」と指摘する。

厚労省の関係者によると、発症者らに対して労災制度を周知するよう事業所側に要請してきたが、現時点でモカによる労災補償請求は1件もない。このため、厚労省は労働者本人や遺族に労災制度の仕組みや手続きを直接知らせる方向で検討し、同省補償課は「やり方や時期を慎重に考えたい」としている。

MOCA（モカ）

主にウレタン樹脂を固める硬化剤に使われる化合物。世界保健機関（WHO）の下部組織の国際がん研究機関は2010年、人に発がん性があると認定した。厚生労働省によると、取り扱い作業歴のある労働者（退職者は除く）は国内で3700人を超える。

2018年10月25日　毎日新聞朝刊

ことを理解してもらった上で、被災者への個別連絡を確実に行ってもらうためだ。

対応した局の健康安全課の担当者の話によると、労災補償課が実行するべく動いているが、局では被災者の連絡先は把握していないため、事業主に協力を要請し、その返答を待っているということだった。要請からすでに1か月半が経過しており、あまり積極的とは感じられなかった。またイハラケミカル以外の膀胱がんが発生した事業所に対しても、管轄の局が同様の対応をしているはずということだった。一方、防止対策については、イハラケミカルでは膀胱がん発覚後、すぐに特殊健康診断に膀胱がんを調査するための尿検査を加えて、原職・退職者に対して半年ごとに健康診断を

行い、その結果について、受診者や有所見者の数値と言ったデータを、局に報告しているということだった。

こっそり 35 条検討会も開催

また通達発出と同じころ、厚労省が労働基準法施行規則第 35 条専門検討会を 10 月 16 日に開催していたこともわかった。９月 28 日の話し合いの時点では、35 条検討会の日程はまだなにも決まっていないと言っていたが、そのわずか半月後に検討会を開催していた。検討会は 11 月 22 日にも開催され、30 日には報告書を公表した。オルトートルイジンによる膀胱がんを 35 条の別表に追加するのが適当との結論を出した。

さらに 12 月３日、厚労省は「平成 30 年度第１回労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」を開催し、健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジンを取り扱う業務を追加する方向で検討することになった。ただし、MOCA については、労災認定の作業が進んでいないため、今後の状況を踏まえて改めて検討されることになった。これは、厚労省が被災者に労災申請するように早い時期に、適確に指導していれば、労災認定の業務がもっと早く進んだ可能性は高かっただろう。また検討会資料の中に、発症者 17 名のうち労災請求は５名との記載があった。我々との話し合い以後、厚労省が個別通知を行うと事を検討していたが、実施された結果ということだろうか。

それを受けて、毎日新聞は 2019 年１月 29 日、「ぼうこうがん　化学工場で発症５人、労災申請」という記事を掲載した。続けて同日時事通信は厚労省への取材で７人が労災申請していたとの記事を配信した。

これらの情報は、厚労省はいつのまにかホームページに掲載していたのみで、要請をおこなった我々にはまったく何の連絡もなかった。

労災請求があったとの資料が公表されたのは 12 月だが、現在までにＭＯＣＡによる膀胱がんの業務上外の検討会は開かれていない。

膀胱がん発症者 17 人の内７人しか労災請求していないのは問題であり、今後も厚労省への働きかけ等を行っていく予定である。

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990 年５月２日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。
「情報公開推進局ウェブサイト：http://www.joshrc.org/~open/」では、ここでしか見られない情報を満載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。
●購読会費（年間購読料）：10,000 円　●一部：800 円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: http://joshrc.info/
安全センター情報

労政審で複数就業者の労災問題が議題に
保険率負担の課題を解決し、合理的制度への改正を

まさか！
放置されている複数就業者の不利

午前中はA社で働き、午後はB社で働く、いわゆる複数就業者の労災補償の扱いをどうするかというテーマが労働政策審議会労災保険部会の議題にあがっている。どういう問題かというと、大きく言えば次の二つである。

まず、休業補償給付などの算定基礎となる給付基礎日額の問題だ。現行制度では、二つの事業場で働いている労働者が被災したとき、労災事故があった事業場で受け取る賃金だけをもとに給付基礎日額が算定され、休業補償や障害補償、遺族補償等すべてをこれをもとに支給することになる。

たとえばA社で月に10万円、B社で20万円稼いで生活をしている労働者がA社で労災事故にあって休業すると、B社の仕事も休んで賃金がもらえないのに、月10万円をもとに休業補償が計算されてしまうのだ。

もう1つは、複数の事業場での業務を原因として発症した病気の労災認定をどうするかということだ。脳心臓疾患の労災認定基準では、時間外労働が直前1か月に100時間を超える場合は、原則、業務上と認めるとしていることは良く知られるようになった。たとえばA社で週40時間の法定労働時間だけ勤務している労働者が、同じ時期にB社で週25時間働いていて、脳出血を発症したとするとどうなるか。

A社の労働時間が法定労働時間一杯で、B社の分がまるごと時間外労働となるのだから、1か月で100時間という基準を超えてしまう。だから当然業務上疾病として労災認定されることになりそうだ。ところが現行の労災保険制度は、A社で法定労働時間内、B社でも法定をはるかに下回る労働時間ということになって、過重負荷は認められないという判断にしかならない。

まさかそんなこと…という声が聞こえそうだが、いまの労災保険法ではこうなってしまっているのである。

一昨年3月28日の働き方改革実行計画の中で、副業・兼業を希望する労働者の働き方を認め、促進する方向が明確にされ、

その中で検討を進める項目に労災保険給付の在り方も加えられた。さらに同年 12 月８日の閣議決定「新しい経済政策パッケージ」には、副業・兼業促進のためにモデル就業規則の改定やガイドラインの策定の実施とともに、労災補償の在り方の検討を労政審で進めるとした。

さらに昨年６月 15 日の閣議決定でもあらためて、労政審で検討を進め速やかに結論を得ると釘をさされたうえで、同月 22 日の労政審労災保険部会に議題としてあがってきたわけだ。

じつはすでに議論されていた問題 改正されなかった理由はメリット制

ところでこの問題、これまで検討されたことはなかっただろうか。

実は 2004 年に公表された「労災保険制度の在り方に関する研究会中間とりまとめ」において、「二重就職者に係る給付基礎日額について」という論点が議論の俎上にあがっている。そして、「見直しの方向性」として結論付けられたのは「複数の事業場から支払われていた賃金を合算した額」を基礎とするべきというものだった。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間とりまとめ（2004 年７月）（抄）

３　二重就職者に係る給付基礎日額等について

（１）給付基礎日額について

労働者が２つの事業場で働き、賃金の支払いを受けている場合、通常はその合算した額をもとに生計を立てているものであると考えられるが、そのような場合であっても、現在は、業務災害又は通勤災害によって障害を負って労働不能になった場合や死亡した場合の障害（補償）年金や遺族（補償）年金等に係る給付基礎日額は、前述のように発生した災害に関わる事業場から支払われていた賃金をもとに算定されることとなる。

その結果、業務災害又は通勤災害による労働不能や死亡により失われる稼得能力は２つの事業場から支払われる賃金の合算分であるにもかかわらず、実際に労災保険から給付がなされ、稼得能力の填補がなされるのは片方の事業場において支払われていた賃金に見合う部分に限定されることとなる。特に、賃金の高い本業と賃金の低い副業を持つ二重就職者が副業に関し業務上又は通勤途上で被災した場合には、喪失した稼得能力と実際に給付される保険給付との乖離は顕著なものとなる。

また、既に厚生年金保険法の老齢厚生年金等や健康保険法の傷病手当金については、同時に複数の事業所から報酬を受ける被保険者については、複数の事業所からの報酬の合算額を基礎とした給付がなされることとされている。

前述のように労災保険制度の目的は、労働者が被災したことにより喪失した稼得能力を填補することにあり、このような目的からは、労災保険給付額の算定は、被災労働者の稼得能力をできる限り給付に的確に反映させることが適当であると考えられることから、二重就職者についての給付基礎日額は、業務災害の場合と通勤災害の場合とを問わず、複数の事業場から支払われていた賃金を合算した額を基礎として定めることが適当である。

（２）労働基準法第１２条の平均賃金について

労働基準法上の使用者の災害補償は労働基準法第 12 条の平均賃金に基づき行われるので、二重就職者に係る労災保険法の給付基礎日額について（１）の考え方をとった場合、労働基準法の平均賃金についてどう考えるかが問題となるが、

(1) 労働基準法上の災害補償は個別の使用者が現実に支払いの義務を負うものであり、その違反には刑罰が科されるものであること

(2) 平均賃金は、労働基準法上の災害補償の算定の基礎としてのみならず、労働者を解雇する場合の予告に代わる手当、使用者の責に帰すべき休業の場合に支払われる休業手当、年次有給休暇の日について支払われる賃金等の算定の基礎としても用いられるものであること

を踏まえると、（１）のような二重就職者に係る労災保険の給付基礎日額の算定方法とは異なり、従来どおり、業務災害の発生した事業場の使用者が支払った賃金を基礎として算定することが適当である。

(3) 二重就職者に係る給付基礎日額と平均賃金の関係の整理

以上のことから、二重就職者に係る給付基礎日額については、労働基準法第１２条の平均賃金に相当する額とすることが適当でないとして整理することとし、上記の考え方を踏まえた算定方法を規定することが適当である。

この研究会が打ち出した通勤災害認定問題を主とした方向性は、その後、同年12月の労働政策審議会建議となり、労災保険法の改正等へつながることになる。ところが、給付基礎日額の問題だけは、「専門的な検討の場において引き続き検討を行うことが適当である。」と付け加えられただけで、結局実際には放置されることとなってしまったのだった。

さて、それでは何がそんなに難しい問題なのだろうか。

労災保険の趣旨は労働者の保護稼得能力のてん補をはかるべき

まず、労働基準法における事業者の災害補償義務との関係である。A社で起きた労働災害について、B社の分まで休業補償を支払う謂れはないというのは当たり前の話だが、しかしこれは休業3日までの話だ。

現実的に問題が大きいのは、休業4日以降の労災保険の休業補償とあとの障害補償、それに遺族補償である。もし、制度上の事務的な手続き（たとえばB社の賃金額の報告を求める仕組みなど）が整備されたとして、これを合算して労災保険の各給付を行うとすると、どういう問題が生じるだろうか。

労災保険の財源は、個々の事業主が支払った賃金の総額に労災保険率をかけた額を労災保険料として毎年国庫に納付することによって成り立っている。その保険率は、全体の給付の状況を計算して業種ごとに定める作業を3年ごとに行って決定することとなっている。また、建設業等の有期事業の保険料算定に使用される業種ごとの労務費率も、同様に給付額の状況をもとに3年ごとに改訂されることとなる。

この計算の基礎となる給付額に、複数就業者の給付の変更は影響を及ぼすだろう。しかし、複数就業者の数が大規模に増えるというわけではないだろうから、これはあまり大した変化にはなりそうにはない。

もう1つは、個々の事業場ごとの保険料に直接反映するメリット制の問題がある。メリット制というのは、一定の規模以上の事業場であれば、3年間の労災保険の給付額により、その最終年度の翌々年の保険料の額に反映させるという制度のことだ。

自動車の任意保険に加入している人なら分かりやすいが、労災事故があって保険給付があれば、その分保険料が上がり、なければ保険料が下がるという仕組みだ。

もしB社の賃金を合算した給付基礎日額でA社の労災保険が適用されたとすると、合算額の給付をもとに保険率が計算されることになるのは明らかに不合理だ。だからメリット計算ではA社の分だけを算入するべきということになる。しかし、もしそういう対処をすることになると、A社が免れた給付の負担はどこがまかなうのだろうか。何もしなければ全事業者がまかなうということになる。はたして、労災保険制度全体からみて整合性があるのだろうかということになる。

特定疾病の負担の仕組み参考に全事業者で負担すれは良い話では

実は現行の制度でもよく似た問題がある。特定疾病の扱いである。じん肺、非災害性腰痛、騒音性難聴、それに石綿による悪性中皮腫については、複数の事業場で短時間働いたことの積み重ねで発病した場合、便宜的に最終の事業場で労災認定する。しかし、保険給付をそのまま事業場のメリット計算に反映させるのは不合理なので、病気ごとに在職期間と業種を限定して計算から排除することとしている。その上で特定疾病の取り扱いを定めている業種に限って特別の調整率を設定して保険料に反映させるという仕組みだ。要するに複数の事業者での仕事が原因でなった疾病の保険給付の負担は、業種全体で引き受けるという形となっている。

この仕組み、相当大雑把な制度ということもできるが、労働者を保護するという労災保険制度の趣旨からして、同様の負担の仕方をせざるを得ないのではないかと考えることができる。

長時間労働をめぐる複数事業場の過重負荷の考え方についても、業務上外の判断を複数で考えることとし、負担は全産業で負うことにするという仕組みを作ることで対応は可能といえるだろう。

そのためには全事業での負担のシミュレーションや特定疾病についての仕組みとの比較という観点から、分かりやすい資料が提供され議論の俎上に乗せることが大切だということになるだろう。

今後の労働政策審議会の議論が待たれるところだ。

「余命」１年と告げられ 18 年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病記録

もはやこれまで

栗田　英司　著

■出版社：星湖舎　http://sksp.biz/index.html
■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー
■定価：本体 1500 円＋税　ISBN978-4-86372-097-8 C0095

【お問い合わせ】関西労働者安全センター
TEL:06-6943-1527　FAX:06-6942-0278　mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

死ぬまで元気です

Vol.10　右田 孝雄

こんにちは、中皮腫患者として 2016 年７月に主治医から余命２年と宣告されました。昨年７月に無事余命の２年をクリアし、現在延長戦に突入しているところですが、身体に違和感はそんなにない現状です。もちろんオプジーボも先日 10 回目の投薬をし続行中です。昨年末に奏功判定をした結果、幸いにも SD という判定で続行となりました。奏効率 SD（Stable Disease）というのは平行線といいますか、腫瘍が小さくもなっていないが大きくもなっていないという状態でした。これは悪化していない状態なのでオプジーボ続行となる訳です。そして、今後もこの状態が続くのであれば一先ず２年で 50 回継続する予定です。先日主治医に、「50 回に到達した後は終わりですか？」と聞いたところ、「あくまでも目安で、中にはその後も継続する患者もいる」ということでした。その後どうなるかは、今はまだ中皮腫患者で到達した患者がいないので、そこに到達しなければ分かりませんよね。

さて、実は「中皮腫サポートキャラバン隊」が制作した「中皮腫ポータルサイト」その名も【みぎくりハウス】を１月７日に一般公開することができました。中皮腫になった患者さんの殆どが経験すると思うのですが、「あなたは中皮腫です」と宣告された時、聞きなれない病名に誰かに聞きたくても知っている人は周りにいなくて、ネットで調べても予後不良と書かれていて有用な情報はほとんどありません。また、社会保障を受けられることを知らないまま治療をしている方もいるのが現状です。そのような路頭に迷う患者さんを一人でも少なくするために、中皮腫患者さんのための道しるべになるような「中皮腫ポータルサイト【みぎくりハウス】」を制作致しました。

このサイトは３つの柱を中心に構成されています。

一つ目は「ピアサポートの取組」、昨年全国を回って患者さんやご家族と交流したり講演活動をしてきました。もちろん今年も要請があれば全国どこへでも馳せ参じるつもりですが、それだけでは全てを網羅することは不可能なことから、様々な双方向の交流ができるように、メール、電話といったものから Skype で自宅にいても交流が図れるようにしました。

二つ目は「中皮腫治療の医療情報」の提供で、患者や家族はどうしても画期的な治療法や安心して任せられそうな病院や主治医を探している方も多いと思います。そんな方にはここを見ていただいて今後の治療選択の参考にして欲しいと思います。

三つ目は「各種の社会保障制度について」ですが、ここでは中皮腫発症の原因はアスベストが原因とされ、労災や救済給付制度を受給できることはもちろんですが、加えて介護保険や身体障害者手帳、ヘルプマークなども説明しています。

この「中皮腫ポータルサイト【みぎくりハウス】」(https://asbesto.jp) に立ち寄ってみて下さい。

（第3種郵便物認可）　2019年（平成31年）1月10日（木）夕刊　毎日新聞

全国とつながれ 希望の「家」

中皮腫患者 サイト開設

アスベスト（石綿）が原因で発症するがん「中皮腫」の患者2人が、治療や闘病生活に役立つ情報を集めたウェブサイト「みぎくりハウス」（https://asbesto.jp）を開設した。病名を告げられた時の戸惑い、希少な病気ゆえに仲間に出会うことの難しさ……。そんな経験を基に「ひとりじゃない。前向きに生きよう」と呼びかける。【大久保昂、写真も】

2人は大阪府岬町の元郵便局員、右田孝雄さん（54）と千葉県鎌ケ谷市の元会社員、栗田英司さん（52）。2017年5月ごろ、闘病生活をつづった右田さんのブログを知った栗田さんが連絡を取り、親交が生まれた。2人はすぐに「全国を駆け回って同じ病気の患者を励ましよう」と意気投合。同年9月に「中皮腫サポートキャラバン隊」と名付けたチームを結成し、各地で講演したり患者団体の集まりに参加したりして、100人を超える患者と交流してきた。

全国行脚と並行して2人が目指したのが、中皮腫の患者に役立つ情報を集めたウェブサイト作り。同じ境遇の仲間が見つからない心細さや、治療や闘病生活に役立つ情報を見つける難しさを身をもって知っているからだ。「痛みを取るにはどうしたらいいか」「医師から適切な助言が受けられない」。各地で聞いた仲間たちの切実な声も2人を突き動かした。

今月7日に公開したサイトでは労災補償や石綿救済法に基づく救済給付といった中皮腫患者が利用できる制度を動画で解説し、新薬の臨床試験の情報も掲載した。今後も進歩が見込まれる医療の情報は専門家の助言も受けながら、随時更新していくという。インターネット電話などを通じて、全国の患者が互いの顔を見ながら交流できる機能も今後追加するつもりだ。

2人とも末期の中皮腫と告げられており「どれだけ時間が残されているのか分からない」という。栗田さんは「自分自身、手術と再発を繰り返しながらも前向きに生きてきた。サイトを見て正しい知識を身に着けると同時に、希望を持って生きるヒントも見つけてほしい」。右田さんも「『ひとりぼっちじゃないよ』というメッセージを発信する場になれば」と話している。

「中皮腫という病気と向き合い、希望を持って生きられるような情報を発信したい」と語る栗田英司さん（手前）と右田孝雄さん＝東京都千代田区で

救済給付解説や新薬の情報など掲載

中皮腫

肺を包む胸膜や腹部の内臓を覆う腹膜などにできるがん。大半は石綿を吸い込んだことが原因とみられている。手術で完全に切除することが難しい▽化学療法の効果が限られる――などの理由から、治療が難しいとされる。石綿被害の顕在化によって死者は増えつつあり、2017年は1555人と20年前の2.6倍に達した。

中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス
https://asbesto.jp/

中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！

お問い合わせは、**0120-310-279**　中皮腫サポートキャラバン隊

第2回「なくそう労災職業病」交流会

韓国労災職業病問題（サムソン電子・非正規労働者など）

ドキュメンタリー「クリーンルームの話」上映

サムソン職業病調停成立経過報告－映画「もうひとつの約束」その後

パノリム（半導体労働者の健康と人権を守る会／ SHARPS）に要請中

３月６日「半導体労働者の日」参加レポート

非正規労働者キム・ヨンギュンさん労災事故を巡る状況

労災職業病の国際情勢

古谷杉郎氏（全国労働安全衛生センター連絡会議）

その他

２０１９年3月13日（水）　１８：３０～

place：エルおおさか ５Ｆ視聴覚室

（大阪市中央区北浜東 3-14　大阪メトロ・京阪電鉄「天満橋」駅から西へ 300 m）

主催：日韓民主労働者連帯／関西労働者安全センター

お問合せ：06-6943-1527　koshc2000@yahoo.co.jp

資料代
５００円

◆賛同カンパのお願い

賛同金を募集しています。　一口１０００円から

■郵便振替口座　00960-7-315742　関西労働者安全センター

＊通信欄に「労災職業病交流会賛同金」とご明記ください。

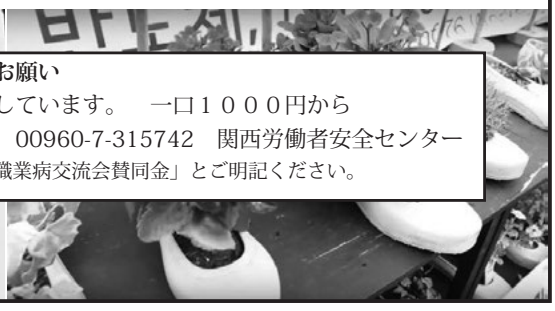

韓国からのニュース

■キム・ヨンギュン法は危険の外注化を防げるか

産業安全保健法の全面改正案が先月 27 日に国会を通過した。

◆勤労者→仕事をする者→労務を提供する者：保護対象は依然として「一部職種」に制限

改正法第 1 条 (目的)「労務を提供する者の安全と保健を維持・増進することを目的とする」には、現行法にはない大きな課題が登場する。

当初、政府が提出した原案は、保護対象が「仕事をする者」だったが、国会・環境労働委員会の議論の過程で、「定義が不明確だ」という理由で変更された。しかし条文のどこにも「労務を提供する者」についての定義がない。雇用労働部の関係者は「定義規定を置くより置かない方が、保護対象を幅広くできる」ので、「新しい類型の労務提供関係まで考慮した」と説明した。

野党は国会・法制司法委員会でこの問題に喰い下がり、「法体系の明確性が損なわれる」と主張した。イ・ジェガプ労働部長官が「事業主に義務が課せられる部分は、勤労契約を締結した勤労者に限定される」と何回も確認した後に、改正法は法司委の壁を越えることができた。法の保護の対象を、「労務を提供する者」に拡大したが、実際には法の適用対象が産業災害補償保険法の適用を受ける一部の特殊雇用労働者と配達労働者に限定されるという点で、依然として狭いと批判される。民主労総のチェ・ミョンソン労働安全保健室長は、「法の適用対象が狭く、使用者の措置の範囲も制限的ではあるが、新しい雇用構造を全く反映できない労働関係法に初めて亀裂が生じた、という点で意味がある」と評価した。

◆元請けの安全保健責任の範囲を巡る争いは不可避

改正法では、元請けの安全保健責任が大幅に強化される。危険の外注化を防ぐために、請負を禁止する条項が準備された。しかし、請負の禁止対象は、メッキ作業と水銀・鉛・カドミウムなど 12 の化学物質を扱う作業に限定される。キム・ヨンギュンさんの死を招いた泰安火力発電所は、危険作業を引き続き下請けに押し付けることができる。

元請け使用者の安全保健責任が重くなれば、下請け労働者は今より安全に働けると判断される。構内下請けなど、元請けの事業場での安全保健責任は、全面的に元請けが負わなければならない。

改正法には関係需給という概念が導入された。例えば、多段階下請けも元請けの責任範囲に含む。問題は元請けの事業場の外で起きる危険の外注化だ。環境労働委で終盤まで争点になって政府原案より後退した。「請負人 (元請け) が提供したり指定した場所」に加えて「支配・管理が可能な場所」という文面が追加された。元請けの具体的な安全保健の責任範囲は、下位法令に委任された。労使間で激しい争いが避けられないだろう。

死角地帯であったサービス業で元請け責任が大きくなり、建設業に別途の特例が新設され、建設工事の発注者に責任を問えるようになったことは意味がある。労災死亡時の加重処罰条項が新設されるなど、企業に対する処罰が強化された点も注目される。

反面、改正法が施行されれば、労働部長官の作業中止命令は今より減ると予想される。

現行法には、長官の作業中止命令に関する根拠がない。環境労働委は改正法議論の過程で、財界の反発を考慮して、長官の作業中止命令の要件を「産業災害が再び発生する、緊急で差し迫った危険があると判断される」場合に限定した。事業場の全面作業中止が事実上不可能になるという意味だ。**2019 年 1 月 3 日 毎日労働ニュース　キム・ミヨン記者**

■就業規則に職場の甲質の種類・適用対象者を明示しよう

「職場の甲質 119」は 6 日、「職場内いじめ防止法の死角地帯を解消するために、職場の甲質予防マニュアルと模範就業規則を作って配布する」とした。7 月から施行される職場内いじめ防止法 (勤労基準法・産業安全保健法・産業災害補償保険法) は、職場内いじめの概念を導入して、加害者を処罰する規定を含んでいる。いじめによる産業災害の認定範囲を拡げて被害者保護を強化した。

しかし死角地帯は広い。間接雇用労働者や特殊雇用労働者は使用者が明確でなく、勤基法の適用を受けるのも容易ではない。勤基法が 5 人未満の小規模事業場に適用されないという問題も指摘される。

「職場の甲質 119」はこれらを改善するために、就業規則・団体協約に「職場内いじめ行為とは、役職員が職場での地位または関係などの優位性を利用して、業務上の適正範囲を越えて、他の職員または職場内で働く派遣・委託・構内下請け・特殊雇用の職員に身体的・精神的な苦痛を与えたり、勤務環境を悪化させる行為をいう」と、明示しようと提案した。被害者が身分を明かすことを心配して申告を敬遠しないように、代理人を指定できるようにもする。

「職場の甲質 119」の関係者は「2 万 5000 件の職場の甲質の情報提供を分析した結果、職場内いじめを防止するには、いじめ行為と適用対象を、就業規則・団体協約に具体的に明示することが効果的という結論を出した」とした。**2019 年 1 月 7 日　毎日労働ニュース　チェ・ジョンナム記者**

■キム・ヨンギュンさんの遺族、元請・下請会社と管理者 18 人を「殺人」で告訴

「8 年間に産業災害が 58 件が起きて、12 人が死亡したということです。一つ会社でこのようにたくさん死んだということは、企業殺人です。殺人を犯した責任者は殺人罪で処罰されて当然です」。

キム・ヨンギュンさんの遺族が西部発電・韓国発電技術の、会社と管理者 18 人を告訴した。市民対策委の法律支援団長ソン・ヨンソプ弁護士は、「使用者は…ベルトコンベヤーやローラに身体の一部が接触した瞬間、巻き込まれ事故に繋がるということをよく知っていた」。「現場労働者の設備改善要求を拒否し、作業過程での事故発生と死亡を容認したという点で、未必の故意による殺人罪が成立する」と説明した。先月 11 日の事故以後の元請・下請の対処についても告訴・告発した。労働部が西部発電の泰安火力本部と韓国発電技術に作業中止を命令をしたのに、対象コンベヤーを 1 時間以上稼動した行為、事故以後も事故が発生したコンベヤーと同じ事故の危

険がある別のコンベヤーを稼動した行為、事故現場で翌日に下請け労働者に事故現場を清掃させ、事件現場を損傷した疑惑などが産業安全保健法に違反すると、告訴状で指摘した。**2019 年 1 月 9 日　毎日労働ニュース　ユン・チャウン記者**

■絶えない公共部門の労災事故「根本解決法を準備せよ」

昨年 12 月だけで KTX 江陵線の脱線事故と熱水送管の破裂事故、泰安火力発電所の石炭運送用のベルトコンベヤーでの巻き込まれ事故など、公共機関で様々な事故が起こり、労働者と施設を利用する市民が負傷し、命を失った。

公共輸送労組は 9 日に光化門広場で記者会見を行い「危険の外注化と民営化を中止し、直接雇用・人員補充から始めろ」と要求した。

企画財政部は昨年 12 月、公共機関安全管理強化会議を開催し、主な施設に対する全数調査と公共機関管理体系の改善を決めた。労組は労政の交渉と、労働者・市民・社会団体が参加する安全調査、安全運営に必要な人員・予算の拡充を求めた。事故が維持・保守費用や人員削減の予算節減と関連があるためだ。

この日地域暖房公社労組が公開した 2013 ～ 2017 年の熱水送管メンテナンス予算と人員現況を見ると、熱水送管の長さは 2013 年の 3658km から 2017 年の 4258km に延びた。維持・保守が必要な 20 年以上経過した老朽熱水送管は 2013 年の 562km から 2017 年の 1372km に、 2 倍以上増えた。

同期間の維持・保守人員は 55 人から 64 人に 9 人が増員された。加えて昨年は維持・保守人員を 14 人も減らした。公社が熱水送管の破裂事故が発生しても仕方がない状況を作ったわけだ。

鉄道事業でも同じ指摘が出た。政府の政策の失敗による事故責任を機関に押し付けているということだ。カン鉄道労組委員長は「互いに疎通し合って協力しなければならないネットワーク産業の鉄道の業務を分割して問題が始まった」。「鉄道事故は政府の鉄道安全政策の失敗に伴う結果」と話した。**2019 年 1 月 10 日　毎日労働ニュース　ユン・チャウン記者**

■「下請けの安全事故は元請け責任」を契約書に明記

造船業・海洋プラント業といった産業災害発生の可能性が高い 9 つの業種で、元請事業者の安全管理責任が「下請け契約書」に、大幅に強化された内容で規定される。元請事業者が費用削減などのために、下請け業者の労働者の安全問題の責任を負わない「死の外注化」構造を、契約段階から防止するという趣旨だ。

公正取引委員会が、造船業種で発生した安全事故の責任を元請事業者に問うように「標準下請け契約書」を制定・改定した。「標準下請け契約書」は下請け業者の権益保護のために公取委が普及させ、使用を推奨する契約書。

公取委は、造船業・造船製造賃加工業・海外建設業・海洋プラント業・情報通信工事業

など、９業種の安全管理責任の主体が元請事業者であることを、新しい標準契約書に明記した。合わせて、安全管理業務に掛かる費用は元事業者が負担するように規定した。

今回の措置は、2017 年５月にサムソン重工業巨済造船所でのタワークレーンの衝突事故で、下請け業者の労働者が大きな被害に遭ったような惨事を防止するための対策の一環だ。当時、事故で 31 人の死傷者が出て、この内６人が死亡したが、死亡者は全べて下請け業者所属の労働者であった。

但し、キム・ヨンギュンさんの死亡事故の事例には､今回の標準契約書は適用されない。外注業者が下請け法の適用を受ける元請・下請関係ではなく、一般の契約関係だからだ。

公取委は標準契約書が適用される 43 のすべての業種の下請け契約書に、元請事業者が下請け業者に報復すれば３倍の損害賠償をするという、改正された下請け法の内容も反映させた。**2019 年１月 13 日　京郷新聞　キム・ウォンジン記者**

■「発がん物質にばく露」サムソン SDI の研究員が白血病で死亡

サムソン SDI で半導体用の化学物質を開発していた労働者が亡くなった。

31 日、市民団体「半導体労働者の健康と人権守り」（パノリム）によれば、サムソン SDI 専任研究員のファン某さん (32) が 29 日、ソウル聖母病院で死亡した。

ファンさんは 2014 年５月から、サムソン SDI の水原事業場で、半導体用の化学物質を開発する業務を担当し、2017 年 12 月に急性骨髄性白血病の診断を受けて闘病していた。

パノリムは故人が働いていた当時、白血病を起こすベンゼンとホルムアルデヒドなど、多数の発ガン物質にばく露したと指摘した。パノリムのイ・ジョンラン労務士は「ファンさんの研究環境はあまりにも劣悪だった」とし、「発ガン物質を扱いながら、何の保護装置もなく、手動方式で仕事をし、薬液が飛び、換気もなく、鼻を刺す臭いに保護具も支給されなかった」と話した。

ファンさんはソウル聖母病院で坑がん治療と骨髄移植を受け、翌年３月に勤労福祉公団に産業災害療養給付の申請をしたが、公団側は疫学調査の有無さえ教えてくれなかったと話していた。ファンさんは１月 19 日、骨髄移植に対する移植片対宿主病 (輸血されたリンパ球が免疫機能が低下した患者の身体を攻撃する異常現象) で集中治療室に移され、結局 10 日後の 29 日午後８時頃､亡くなった。

サムソンは昨年 11 月、白血病被害者に謝罪して補償を行うと明らかにしたが、サムソン電子を除いたサムソン電気やサムソン SDS、サムソン SDI など、他の系列会社で報告された被害はこれに含ませなかった。ファンさんのように、系列会社で有害物質を扱って病気に罹る労働者がいるが、補償の手続きが円滑に行われるかは不明な状態だ。

この間、サムソンの系列会社でパノリムに情報提供してきた事例だけで 104 人で、この内 60 人が死亡したことが分かっている。生産職だけでなく、ファンさんのような研究職も被害を受ける可能性がある。しかし、サムソンなど大企業は、依然として使う化学物質を営業秘密として公開していない。パノリムは「労働者が安全に働けるように、毒性物質の規制をしなければならない。研究労働者の劣悪な業務環境も早急に改善しなければならない」と指摘した。**2019 年１月 31 日　京郷新聞　パク・ヨンハ記者**（翻訳：中村猛）

前線から

胸膜中皮腫の電気工Tさん
労災認定も日額に問題で交渉中

岸和田・堺

1964年生まれのTさんは昨年1月胸膜中皮腫を発症した。

1984年から電気工事の仕事に就き、発症まで働いてきた。多くの会社、現場での電気工事におけるアスベストばく露が原因であることが明かな建設関連労働者だ。

Tさんからの相談のきっかけは、Tさんの奥さんが、中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんのブログをみつけて右田さんに連絡したことだった。

昨年5月中旬、入院先の岡山労災病院を訪ね概略をお聞きして、労災請求の準備にかかった。

多くの建設労働者の例に漏れず、病気になると途端に収入の道が閉ざされる。学齢期のお子さんがいて経済的懸念をかかえているのは、働き盛りのこの年代に共通している。

岡山労災病院からは、あなたは労災になるからという説明をすでに受けていて、医療費の不安は少なかった。

抗がん剤治療の合間、大阪の自宅に帰る機会に、Tさんと一緒に発症直前の1年余所属していた大阪府堺市のS電気商会に社長を訪ねた。労災請求用紙への証明を依頼し、ほどなく事業主証明もあがり、所轄の堺労基署に労災請求したのが7月だった。

12月に労災認定されたが、最終事業場がS電気商会ではなく、N電気工事店という泉佐野市にあった会社を所轄する岸和田労基署による認定となったと知らされた。

N電気工事店には、2001年まで勤務しており、「ここが最終のアスベストばく露職場と判断した」ということが、労基署の労災支給決定内容に含まれていた。

休業補償、療養補償の支給決定自体に問題はなかったが、休業補償給付のときの給付基礎日額（平均賃金）が「想定していたよりも著しく低い」ということで、岸和田労基署に理由を尋ねに行くことになった。

平均賃金が低額になった理由は、N電気工事店を離職した時、Tさんの年齢が発症時の53歳よりも低い36歳であったことと、N電気工事店を離職する直前の3ヶ月間の賃金記録がなかったということにあった。

こうしたケースでは、厚生労働省の賃金統計をもとに算出する。

簡単にいうと、まず発症時（2014年1月）における、同じ職種の離職時年齢（36歳）の全国平均賃金を求め、これに全国と大阪の地域格差係数を乗じて算出する。

平均賃金は1日あたり1万円を少し超えてはいたが、発症前のS電気商会での日当には到底及ばない額にしかなっていなかった。

この算出方法も問題があるのだが、まず問題なのは、どうして、Ｎ電気工事店を離職して、最後のＳ電気商会までの複数の会社、現場において「アスベストばく露が確認できない」「なかった」と判断したのか、ということだ。

電気工事労働者の現場におけるアスベストばく露は、建設現場における大工等の他職種の作業から発生する間接的なばく露は当然として、自身の工事過程においては、ホールソー、ドリルを使用してのボードや壁面の切断、穿孔作業、天井裏における配線作業と鉄骨に吹き付けられた石綿があった場合の斫り、穿孔等を行うので、多くの現場でアスベストばく露は避けられない。近年の新築現場であればまだしも、比較的古い改修工事も行っている。

そのような状況が明かであるにもかかわらず、最終ばく露が 16 年も遡らなければならないというのは考えられない。

岸和田労基署での話合いでは、請求を受け付けた堺労基署において最終事業場の判断をしていて、こちらにまわってきたということであったので、堺労基署の調査内容を口頭で詳細に聞いた。

その結果、堺労基署においてずさんな調査と判断が行われたことが判明したので、Ｔさんが詳細な報告書を 1 月 22 日に岸和田労基署に提出し、担当者と労災課長に対して是正を早急に求めたところだ。

労基署の検討をいましばらく待つことにはしているが、このようなことで審査請求をしなければならないとしたら、文字通り言語道断だ。

胸膜中皮腫の大工・軽天工のIさん、労災認定

大阪南・西野田

1953 年生まれのＩさんは昨年初夏に胸膜中皮腫を発症し、６月から近畿大学医学部付属病院で治療を続けている。

中皮腫サポートキャラバン隊右田さんのブログでＩさんの奥さんがコンタクトをとられたことから、労災請求にとりかかるところであった、９月はじめにご夫婦で安全センターに相談に来られた。

1969 年に大工見習いからスタート、途中からほぼ軽天、ボード工専門となり発症直前まで働いてきた。建設労働一筋、65 歳まだまだ現役。受験真っ最中の子供をかかえ、がんと収入途絶の緊急事態である。

すでに相談に来られたときには、労災相談で堺労基署に行かれ、最近の就労先であるＮ鉱業所から事業主証明をとっておられた。

一刻も早く労災請求が必要であることから、いまかかっている近大病院で証明をとり、10 月はじめに相談先の堺労基署に労災請求を行った。

Ｎ工業所の所在地が大阪南労基署管内であったためにすぐに大阪南労基署に回送され、本人の聞き取りを大阪南労基署の担当者が堺労基署に出向いてきて行ったのが 10 月 23 日だった。

結局、調査作業が終わり

認定の目処がたったという段階で大阪南労基署から、最終事業場が西野田労基署に変更になるという連絡が 12 月にあり、12 月中に労災支給決定が本人に届いた。

Ｉさんご夫妻は「これでなんとか一息ついた」と言われたが、今後も厳しい闘病が続く。

必ず乗り切ってほしい。中皮腫サポートキャラバン隊の右田さんといっしょにＩさんを応援していきたい。

アスベストユニオン定期大会開催される

奈　良

第 13 回アスベストユニオン定期大会が 1 月 20 日に奈良市のもちいどのセンター街内にある「きらっ都・奈良」で開催され、全国からユニオンの仲間が結集した。

奈良市は再開発と外国人観光客の急増により、寂れた商店街も土産店や飲食店によって賑わいを取り戻し、川本書記長が高校時代に肩で風を切って歩いていた頃からはずいぶんと様変わりをしたという。アスベストユニオンも、この地で定期大会を開催することで新たな発展を期待したいところである。

昨年 1 年間のアスベストユニオンによる対企業の闘いは、九州から関東に至るまで、ゼネコンや造船に留まらず、各種製造業にわたって展開され、企業の自主解決能力の低下から訴訟に発展する事案も多い。他のユニオンとの共闘も積極的に取り組み、団体交渉への同席、訴訟における傍聴支援なども行われている。

大阪では太平洋フェリーの一等機関士・機関長として働いてきた元労働者が大阪地裁堺支部で訴訟を提起したほか、ひょうごユニオンが組織する住友ゴム工業の元従業員およびご遺族が、大阪高裁での控訴審に臨んでいる。これらに対する支援はもちろんのこと、関西地区でも石綿健康被害の被災者について企業補償を求めていかなくてはならない。今年度はこれまで以上に関西での活動が活発になると思われる。

定期大会に先だって相談会を実施し、新たな組合員を迎えるにいたった。また、大会においても執行委員に澤田慎一郎氏を迎え、さらに中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄氏からは、患者同士だからこそできるピア・サポートの重要性が説かれ、彼らの活動に対するユニオンからの支援要請を快諾した。全国的なユニオン活動のさらなる強化が見込まれる、さい先の良いスタートとなった。

１月の新聞記事から

1/9　契約社員で２社で働き、長時間労働でうつ病を発症した大阪府の男性が、労災保険の休業補償を１社分の賃金で算定したのは違法として、国に決定の取り消しを求める訴えを大阪地裁に起こし、第１回口頭弁論があった。男性は 2014 年２月、ガソリンスタンドの運営会社に契約社員として入社し、２店で週６日勤務。さらに関連会社の契約社員として同じ店舗で週２日勤務した。２社分の仕事で 150 日以上の連続勤務や、１カ月 134 時間の時間外労働があった。男性は同年６月にうつ病を発症し、15 年に労災認定を受けた。

1/10　厚生労働省が「毎月勤労統計」を不適切に調査していた問題で、この統計をもとに給付水準が決まる雇用保険と労災保険の給付額が本来より少なかった人が延べ約２千万人いたことが分かった。過少支給の総額は数百億円。厚労省が、不適切な手法を組織的に隠蔽するために本来の調査手法に近づけるデータ補正を始めた可能性があることも判明した。

建設現場で働いていた大阪市の男性が 2017 年９月に自殺したのは長時間労働が原因だとして、遺族が勤務先の設備工事会社や、元請けの日立製作所などに計約 5500 万円の損害賠償を求め、大阪地裁に提訴した。配管技術者だった男性は単身赴任し東京の工場設備の建設現場で働き、自殺の直前１カ月は休みがなく、時間外労働は月 138 時間だった。18 年に労災認定。男性は孫請け従業員だが、日立製作所の責任者らの指示で働かされていたという。

1/14　昨年 11 月に抗議デモ「#GoogleWalkout」を実施した米 Google の従業員有志グループは、大手 IT 企業による「強制仲裁」中止を求めるキャンペーン「End Forced Arbitration」 を 15 日 に Twitter と Instagram 上で展開する。午前９時から午後６時まで、Twitter で強制仲裁についての投稿を、Instagram では体験談や専門家による説明を、１時間おきに投稿する。強制仲裁の条項が、ハラスメントの被害者が沈黙することにつながるとしている。

1/15　国連（UN）職員の３人に１人が、過去２年間のうちに組織内でセクハラを受けていたことが、国連での性被害に関する調査で明らかになった。過去２年間で１回以上セクハラを受けたというのが 33% だった。これまでの勤務期間全体となると、38.7%に上った。セクハラ加害者の３分の２が男性で、25% が管理職だった。

山梨県甲府市の男性教諭が、勤務先の校長からパワハラを受けうつ病を発症したとして、公務災害をめぐる処分の取り消しを求めた裁判で、甲府地方裁判所は男性の訴えを認めた。裁判で甲府地裁は、校長のパワハラを認め、公務災害にあたるとして、基金の認定を取り消す判決を言い渡した。

1/18　静岡県は出先機関の職員がおととし自殺したのは、上司によるパワハラが原因だったとしてこの上司を懲戒処分にした。県交通基盤部の課長級の男性職員は、出先機関の所属長だったおととし１月から３月、部下の職員に他の職員の前などで「役に立たない」「日本語が書けない」「ＡさんができねえからＡさん１人でやるとみんな駄目になっちゃう」などと発言した。

さいたま市の予野中央公園予定地で昨年 10 月、「再生砕石」からアスベストが見つかった。地元の市民団体が再生砕石に石綿が混入している可能性を指摘したが市は否定。昨年、市議らから再指摘を受け調べたところ、再生砕石が敷かれた約 115 M^2 から石綿を含む破片が 15 個見つかった。市は再生砕石の撤去を決め、補正予算で約 1500 万円の費用を計上。

1/21　厚生労働省の有識者検討会で、地域医療を支える勤務医の残業上限時間について議論、月 160 時間程度に相当する年 1900 ～ 2000 時間とする厚労省案に対し、委員から「過労死の労災が認められる目安を大きく超える」と批判が相次いだ。勤務医の１割に当たる約２万人が月 160 時間以上の残業をしていたため。厚労省は 2024 年度からの上限規制を検討している。

1/22　国立病院機構・都城医療センター（宮崎県都城市）の 20 代の男性職員に違法な長時間労働をさせたとして、都城区検は同機構を労働基準法違反で都城簡裁に略式起訴。男性は都城医療センターで事務担当として働いていた 2016 年７月、自宅で自殺。１カ月の時間外労働は 150 時間を超えていた。都城労働基準監督署は労災と認定し、昨年７月、労基法違反の疑いで、機構と元上司を書類送検し、元上司については宮崎地検が 22 日付で不起訴処分とした。

1/23　福島第一原子力発電所４号機で海側にあるタンクにたまっていた放射性物質を含む水が２年余り前から漏れ出ていたことがわかった。水は近くの施設に流入したとみられ、東京電力は、水位の数値の変動が小さく気付かなかったとしている。

1/24　スバル群馬製作所の男性が 2016 年に自殺したのは、上司の厳しい叱責や過労でうつ病を発症したためとして、太田労働基準監督署が昨年８月３日に労災認定していた。男性は環境アセスメントや苦情の未然防止などを担当。2016 年 12 月 19 日に自殺した。遺族に従業員の「匿名有志」から「上司によるパワハラがあり、長時間労働が常態化していた」という手紙が届いた。労基署は、男性は亡くなる前に「うつ病」を発症したと認定。課長の机の前で指導・叱責を受け、その状態は特に厳しかったことも認めた。また 2016 年 11 月 14 日～ 12 月 13 日には 105 時間程度の残業があった。過労自殺をきっかけに社内調査をしたところ、社員 3400 人以上へのおよそ７億 7000 万円の残業代未払いが判明し是正した。

1/26　2018 年春、大阪府の教員が自ら命を絶った。大阪府藤井寺市の私立・大阪緑涼高校の男性教頭で、遺族は 2018 年 11 月 22 日、長時間労働とパワハラが原因だとして、運営する学校法人に約１億２千万円の損害賠償を求め大阪地裁に提訴し、１月 16 日に第一回口頭弁論が行われた。亡くなる１カ月前の時間外労働は 215 時間。またパワハラもあったと主張。

1/29　海上自衛隊の補給艦「ときわ」で 30 代の男性３尉が自殺した問題で、海自は上司によるパワハラが自殺の一因だったと認め、当時艦長だった高木征教２佐を停職 30 日、上司だった男性３佐と男性１尉を停職 20 日の懲戒処分にした。

昭和50年10月29日　第三種郵便物認可　「関西労災職業病」　2月号（通巻496号）　19年2月10日発行　（毎月一回10日発行）

腰痛予防に腰部保護ベルト－宇土博医師（広島労働安全衛生センター顧問）監修　ミドリ安全（株）製

らくようたい　インナー＆アウタータイプ

Super Relief（スーパーリリーフ）NEW!　インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種　類		型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72－80	80－88	88－96	96－104	104－112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56－64	64－72	72－80	80－88	－
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー（ツートン）	ウエスト	56－65	65－85	85－100	100－110	－
				骨盤回り	64－72	70－88	85－102	100－112	－

（頒価）5,700円（送料別）■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月１回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座　　00960－7－315742　　関西労働者安全センター
●近畿労働金庫梅田支店　普通　1340284　　関西労働者安全センター

１　部		200円
年間定期購読料（送料込み）	１部	3,000円
〃	２部	4,800円
〃	３部以上は、１部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員（会費月1口1,000円以上）には１部無料配布。２部以上は１部150円増	

Culture & Communication

―封筒・伝票からパッケージ・美術印刷―

KOKUSAI　株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002　大阪市大正区三軒家東３丁目11番34号
TEL.06（6551）6854　FAX.06（6551）1259